

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年十月三十日大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>第一章（略）</p> <p>第二章 連結貸借対照表</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債（第三十五条―第三十九条の三）</p> <p>（削る）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 削除</p> <p>十～二十一（略）</p> <p>二十二 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する企業結合をいう。</p> <p>二十三 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定する企</p>	<p>第一章（略）</p> <p>第二章 連結貸借対照表</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債（第三十五条―第三十九条の三）</p> <p>第四節 連結調整勘定（第四十条）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 連結調整勘定 連結会社の投資とこれに対応する連結子会社の資本の相殺消去の結果生じた差額をいう。</p> <p>十～二十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

---

業をいう。		
二十四 被取得企業	財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業をいう。	(新設)
二十五 結合企業	財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。	(新設)
二十六 被結合企業	財務諸表等規則第八条第三十項に規定する企業をいう。	(新設)
二十七 結合後企業	財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。	(新設)
二十八 結合当事企業	財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。	(新設)
二十九 パーチェス法	財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する方法をいう。	(新設)
三十 持分プーリング法	財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する方法をいう。	(新設)
三十一 共通支配下の取引	財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する共通支配下の取引をいう。	(新設)
三十二 事業分離	財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する事業分離をいう。	(新設)
三十三 分離元企業	財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する企業をいう。	(新設)
三十四 分離先企業	財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する企業をいう。	(新設)

---

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次の各号に掲げる事項に区別して連結キヤッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～五 (略)

六 のれん及び負ののれんの償却に関する事項

七 (略)

2～6 (略)

7 第一項第六号に掲げるのれん及び負ののれんの償却に関する事項については、のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間を記載するものとする。

(重要な後発事象の注記)

第十四条の二 連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次の各号に掲げる事項に区別して連結キヤッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～五 (略)

六 連結調整勘定の償却に関する事項

七 (略)

2～6 (略)

7 第一項第六号に掲げる連結調整勘定の償却に関する事項については、連結調整勘定の償却方法及び償却期間を記載するものとする。

(重要な後発事象の注記)

第十四条の二 連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

第十五条の十二 企業結合において、パーチェス法を適用した場合に  
は、当該連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しな  
ければならない。

- 一 被取得企業の名称及び事業の内容、事業を取得した場合には、  
相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主な  
理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び  
取得した議決権比率
- 二 連結財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業  
績の期間
- 三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及びその内訳
- 四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交  
換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数及びそ  
の評価額
- 五 取得の対価として株式を交付した場合に、株式交付日の株価を  
基礎に取得原価を算定しているときは、その旨
- 六 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却方法及  
び償却期間
- 七 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主  
な内訳
- 八 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約にお  
いて定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果  
に依存して追加的に交付又は引渡される取得対価をいう。）の内  
容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針

(新設)

<p>九 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名</p>
<p>十 取得原価の大部分がのれん以外の無形固定資産に配分された場合には、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間</p>
<p>十一 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに企業結合が行われた連結会計年度の翌連結会計年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額</p>
<p>十二 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の企業結合に重要性は乏しいが、企業結合が行われた連結会計年度における企業結合全体に重要性がある場合には、前項第一号及び第三号から第十一号までに掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。</p>
<p>3 第一項第十二号に掲げる影響の概算額は、次の各号のいずれかの額によるものとし、併せて概算額の算定方法及び重要な前提条件を記載するとともに、当該注記が監査されていない場合には、その旨を記載しなければならない。</p>
<p>一 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売</p>

上高及び損益情報との差額

二 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第十五条の十三 財務諸表等規則第八条の十八(第四項を除く。)の規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同条第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「連結財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第十五条の十四 財務諸表等規則第八条の二十(第三項を除く。)の規定は、共通支配下の取引等について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(共同支配企業の形成の注記)

第十五条の十五 財務諸表等規則第八条の二十二(第三項を除く。)の規定は、共同支配企業の形成について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(事業分離の注記)

第十五条の十六 分離元企業は、事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要
- 二 持分変動差額の金額及び会計処理
- 三 事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分の名称
- 四 当該連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

2 前項の規定にかかわらず、事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の事業分離の影響額に重要性は乏しいが、複数の事業分離を合計した全体に重要性がある場合には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を当該取引全体で注記しなければならない。

(分離先企業の注記)

第十五条の十七 財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、分離先企業について準用する。

(新設)

(新設)

(子会社の企業結合の注記)

第十五条の十八 連結財務諸表提出会社は、子会社が企業結合を行つたことにより子会社に該当しなくなる場合には、当該企業結合が行われた連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行つた主な理由、企業結合日並びに法的形式を含む企業結合の概要
  - 二 実施した会計処理の概要
  - 三 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称
  - 四 当該連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額
  - 五 親会社が交換損益を認識した子会社の企業結合において、当該子会社の株式を関連会社株式として保有する以外に継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要
- 2 | 前項第五号の記載は、当該継続的関与が軽微な場合には省略することができる。
- 3 | 第一項の規定にかかわらず、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の企業結合に重要性は乏しいが、連結会計年度の企業結合全体に重要性がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる事項を注記しなければならない。

(新設)



(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第十五条の十九 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)

の規定は、企業結合に関する重要な後発事象等について準用する。

この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

(新設)

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第十五条の二十 財務諸表等規則第八条の二十六(第三項の規定を除

く。)の規定は、事業分離に関する重要な後発事象等について準用

する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

(新設)

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

第十五条の二十一 連結決算日後に完了した子会社の行った企業結合

が、重要な後発事象等に該当する場合には、第十五条の十八に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については注記を要しない。

(新設)

- 2 | 子会社の行う企業結合の主要条件は合意されたが、連結決算日までに企業結合が完了していない場合及び連結決算日後に子会社の行う企業結合の主要条件が合意された場合には、第十五条の十八第一項第一号に準じて注記しなければならない。

(継続企業の前提に関する注記)

(継続企業の前提に関する注記)

第十五条の二十二 財務諸表等規則第八条の二十七の規定は、連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第四号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に属する資産と一括して掲記することができる。

一 のれん

二 (略)

2・3 (略)

4 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超えることにより生じる差額は、のれんを含めて表示する。

(投資その他の資産の区分表示等)

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した

第十五条の十二 財務諸表等規則第八条の十七の規定は、連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に属する資産と一括して掲記することができる。

一 営業権

二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(投資その他の資産の区分表示等)

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した

科目をもつて一括して掲記することができる。

一～三の二 (略)

2 (略)

3 前項の記載において、関連会社の株式等の内訳として、共同支配企業に対する投資の金額を注記しなければならない。

4・5 (略)

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～三 (略)

四 負ののれん

五 (略)

2～4 (略)

5 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額に満たないことにより生じる差額は、負ののれんに含めて表示する。

(のれん及び負ののれんの表示)

第三十九条の三の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二

科目をもつて一括して掲記することができる。

一～三の二 (略)

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新設)

十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十八条第一項第四号に掲げる負ののれんについて準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第三十九条の三の三 財務諸表等規則第五十六条の規定は、企業結合に係る特定勘定について準用する。

(削る)

第四十条 削除

(新設)

第四節 連結調整勘定

(連結調整勘定の表示)

第四十条 連結調整勘定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところに従って記載しなければならない。

- 一 投資の金額がこれに対応する資本の金額を超えることによつて生じたものである場合 連結貸借対照表の無形固定資産の区分に一括して連結調整勘定の科目をもつて掲記する。
- 二 投資の金額がこれに対応する資本の金額に満たないことによつて生じたものである場合 連結貸借対照表の固定負債の区分に一括して連結調整勘定の科目をもつて掲記する。
- 2 二以上の連結子会社に係る投資と資本との相殺消去により、前項第一号に規定する連結調整勘定と同項第二号に規定する連結調整勘定が生ずる場合には、これらを相殺して記載することができる。
- 3 連結調整勘定の金額が少額な場合には、第一項の規定にかかわらず、他の適当な科目に含めて記載することを妨げない。この場合に

(営業外収益の表示方法)

第五十七条 営業外収益に属する収益は、受取利息（割引料及び有価証券利息を含む。）、受取配当金、有価証券売却益、負ののれんの償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第六十三条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

(のれん及び負ののれんの償却額等の表示)

第六十六条の二 財務諸表等規則第九十七条の規定は、のれん及び負ののれんの償却額の表示について準用する。

2 (略)

おいては、当該科目及び連結調整勘定の金額を注記しなければならない。

(営業外収益の表示方法)

第五十七条 営業外収益に属する収益は、受取利息（割引料及び有価証券利息を含む。）、受取配当金、有価証券売却益、負債の部に計上された連結調整勘定の償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(新設)

(連結調整勘定償却額等の表示)

第六十六条の二 資産の部に計上された連結調整勘定の償却額と負債の部に計上された連結調整勘定の償却額とが生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

2 (略)

